

写

平 監 発 第 2 号
令和3年4月28日

小平市教育委員会教育長 古川 正之 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
(公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



平 監 発 第 2 号
令和3年4月28日

小平市選挙管理委員会委員長 山口 勝 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
(公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部（地域学習支援課、公民館、図書館）、選挙管理委員会事務局及び関係課において令和2年4月1日から令和2年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、監査の対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、以下の着眼点により実施した。

- (1) 予算の執行状況は適正か。
- (2) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産（公有財産、物品等、債権等）の管理は適正か。
- (5) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (6) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (7) 事務の執行は、法令等に従い、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和3年1月18日から令和3年3月24日まで

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

(1) 契約事務について

- ① 主管課における物品供給契約で、同日に消耗品を分割して発注しているが、分割して発注する合理的な理由が認められないもの (地域学習支援課)

【意見・要望事項】

(1) 収入事務について

- ① 歳入金を公金収納機関等へ納入するまでに1ヶ月以上要しているものが見受けられた。歳入金を遅滞なく納入するとともに、滞留期間を定めた取扱マニュアル等を整備されたい。 (図書館)

(2) 契約事務について

- ① 主管課における物品購入契約（新聞の購読契約）において、請書の契約金額に消費税額の記載がないものが見受けられた。消費税額については、適正な額を確認するためにも表示されたい。 (公民館)

(3) 文書管理事務について

- ① 回議書等文書において、記載等の不備が散見された。文書管理の適正化を図られたい。 (図書館)